

〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人せのがわ
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市安芸区中野東四丁目 11 番 13 号
- (3) 設立認可年月日 昭和 63 年 3 月 11 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 63 年 3 月 19 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
病院	瀬野川病院	3410114940	広島県広島市安芸区中野東四丁目 11 番 13 号	精神病床 312 床
診療所	よこがわ駅前 クリニック	3410221364	広島県広島市西区横川町 二丁目 7 番 19 号	0 床

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションビジテ	広島県広島市安芸区中野東四丁目 8 番 1 号	
ヘルパーステーションビジテ	広島県広島市安芸区中野東四丁目 8 番 1 号	
訪問看護ステーションみんと	広島県広島市安佐南区緑井六丁目 33 番 28 号	
訪問看護ステーションらいむ	広島県東広島市西条上市町 6 番 12 号	
訪問看護ステーションステラ	広島県広島市西区南観音一丁目 8 番 3 号	
居宅介護支援事業所ビジテ	広島県広島市安芸区中野東四丁目 8 番 1 号	
共同生活援助事業 グループホームミットレーベン	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 35 号	
共同生活援助事業 グループホームアンゲネーム	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 40 号	
短期入所事業所ミットレーベン	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 35 号	

短期入所事業所アングネーム	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 40 号	
種類又は事業名	実 施 場 所	備考
指定一般相談支援事業所 モルゲンロード	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 35 号	
障害者相談支援事業 モルゲンロード	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 35 号	
指定特定相談支援事業所 モルゲンロード	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 35 号	
指定障害児相談支援事業所 モルゲンロード	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 35 号	
居宅介護支援事業 ヘルパーステーションビジテ	広島県広島市安芸区中野東四丁目 8 番 1 号	
多機能型就労移行支援事業 就労定着支援事業 就労継続支援 B 型事業所 ノイエ	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 30 号	
自立生活援助事業 SANS (サンズ)	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 40 号	
移動支援事業 ヘルパーステーションビジテ	広島県広島市安芸区中野東四丁目 8 番 1 号	
地域活動支援センター I 型事業 モルゲンロード	広島県広島市安芸区中野東四丁目 5 番 35 号	

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- 令和 5 年 2 月 2 4 日 令和 4 年度決算の決定
令和 5 年 1 2 月 8 日 理事並び監事選任の件
令和 5 年 1 2 月 9 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定
" 令和 6 年度の借入金額の最高限度額の決定
" 令和 6 年度役員報酬総額に関する件

様式 2

法人名 医療法人せのがわ
 所在地 広島市安芸区中野東四丁目11-13

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年12月31日現在)

1. 資 産 額 4,187,598 千円
 2. 負 債 額 329,891 千円
 3. 純 資 産 額 3,857,707 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,381,412
B 固 定 資 産	1,806,186
C 資 産 合 計 (A+B)	4,187,598
D 負 債 合 計	329,891
E 純 資 産 (C-D)	3,857,707

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))、
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人せのがわ
 所在地 広島市安芸区中野東四丁目11-13

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表
 (令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,381,412	I 流動負債	329,891
現金及び預金	1,715,019	買掛金	49,602
社保未収入金	261,414	未払金	155,735
国保未収入金	316,652	未払消費税等	1,489
その他医業未収入金	55,375	預り金	53,567
未収入金	17,935	入院保証金	14,970
薬品	7,325	未払法人税等	54,528
給食材料	1,611	II 固定負債	0
前渡金	2,325	負債合計	329,891
前払費用	5,442	純資産の部	
立替金	168		
仮払金	2,041	科目	金額
仮払税金	13	I 出資金	30,000
貸倒引当金	△ 3,908	II 積立金	3,827,707
II 固定資産	1,806,186	別途積立金	25,000
1 有形固定資産	1,324,135	医療施設充実積立金	725,000
建物	891,339	当期末処分利益	3,077,707
建物附属設備	144,844		
構築物	21,770		
医療用機械器具備品	12,967		
船舶	40,271		
一括償却資産	0		
土地	9,347		
建設仮勘定	201,859		
2 無形固定資産	1,738		
電話加入権	17,648		
ソフトウェア	1,433		
3 その他の資産	16,215		
投資有価証券	464,403		
出資金	200,000		
長期貸付金	210		
差入保証金	30,141		
敷金	107		
生命保険積立金	70,923		
入会金	138,670		
建設協力金	16,023		
繰延資産	8,200		
繰延資産	129		
資産合計	4,187,598	純資産合計	3,857,707
		負債・純資産合計	4,187,598

法人名 医療法人せのがわ

※医療法人整理番号

所在地 広島市安芸区中野東四丁目11-13

損 益 計 算 書

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,143,526
2 事業費用		
(1)事業費	3,109,774	
(2)本部費	0	3,109,774
本来業務事業利益		33,752
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		577,967
2 事業費用		480,021
附帯業務事業利益		97,946
事業利益		131,698
II 事業外収益		
受取利息	553	
その他の事業外収益	184,916	185,469
III 事業外費用		
支払利息	86	
その他の事業外費用	318	404
経常利益		316,763
IV 特別利益		0
V 特別損失		
固定資産除却損	1,658	1,658
税引前当期純利益		315,105
法人税・住民税及び事業税		88,893
当期純利益		226,212

様式5

法人名 医療法人せのがわ

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 広島市安芸区中野東四丁目11-13

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			該当ありません						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			該当ありません				

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監事監査報告書

医療法人 せのがわ

理事長 下原 千夏 殿

私は、医療法人 せのがわ の令和5年会計年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年2月24日

医療法人 せのがわ

監事